

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

九州森林管理局



はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の發揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の發揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の發揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

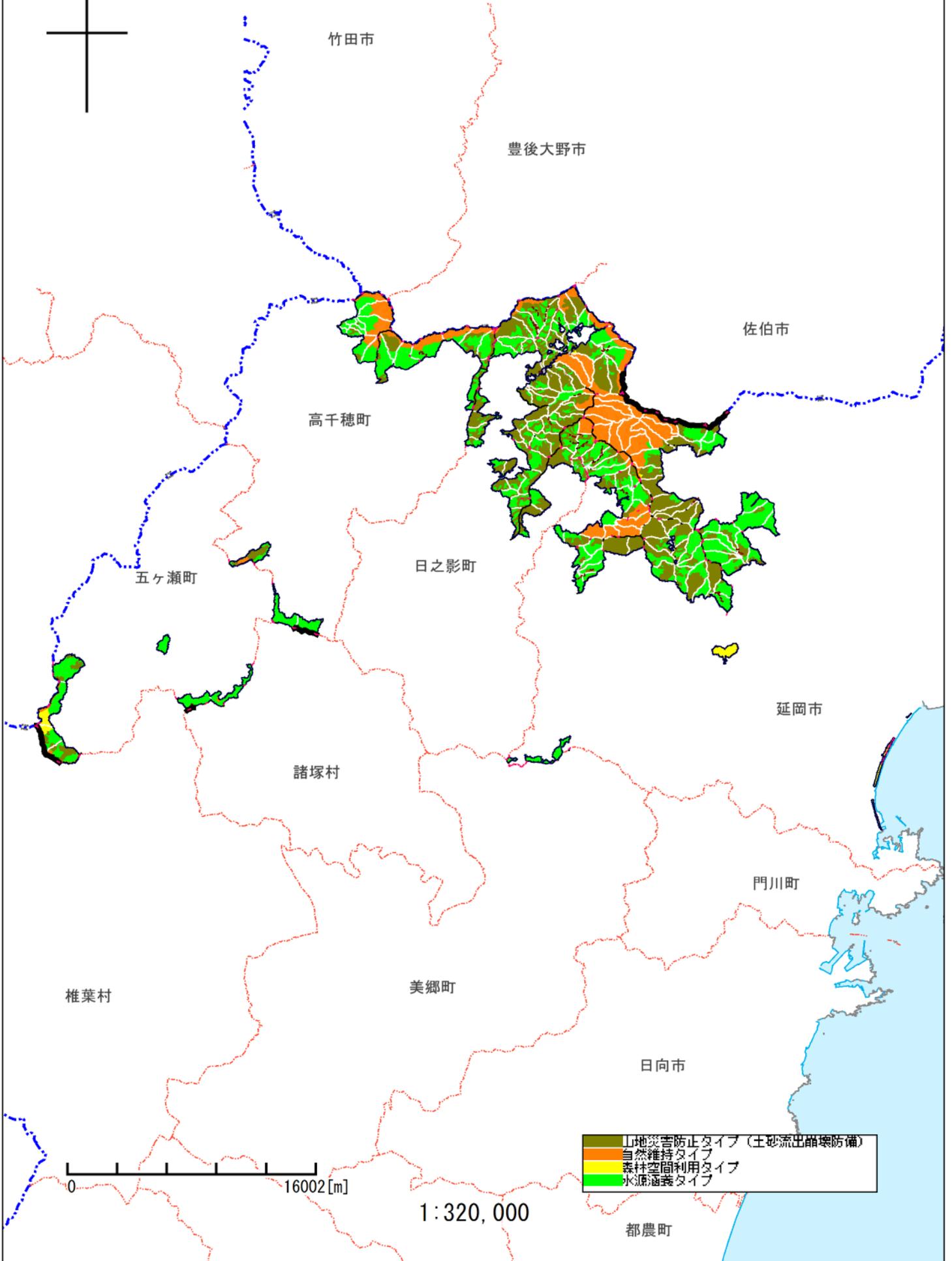
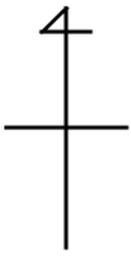
従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、区域内に所在する森林管理署長と連携して、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の五ヶ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、五ヶ瀬川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



# 五ヶ瀬川森林計画区 機能類型別位置図



0 16002[m]

1:320,000

- 山地災害防止タイプ (土砂流出崩壊防備)
- 自然維持タイプ
- 森林空間利用タイプ
- 水源涵養タイプ



## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	3
④	政策課題への対応	5
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	5
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	6
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	6
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	7
⑤	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	7
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	7
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	7
②	林業事業体の育成	7
③	民有林と連携した施業の推進	8
④	森林・林業技術者等の育成	8
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	8
⑥	その他	8
(4)	主要事業の実施に関する事項	8
①	伐採総量	8
②	更新総量	9
③	保育総量	9
④	林道の開設及び改良の総量	9
(5)	その他必要な事項	9
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	9
(1)	巡視に関する事項	9
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4)	その他必要な事項	10
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	11

4	国有林野の活用に関する事項	1	1
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1	1
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1	2
	(3) その他必要な事項	1	2
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1	2
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1	2
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 私有林野の整備及び保全に関する事項	1	2
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1	2
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1	2
	(2) 分収林に関する事項	1	2
	(3) その他必要な事項	1	2
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1	3
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1	3
	(2) 地域の振興に関する事項	1	3
	(3) その他必要な事項	1	3

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、五ヶ瀬川森林計画区を管轄区域とする国有林野20,277ha（不要存置林野4haを含む。）であり、五ヶ瀬川水系の源流部に位置している。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が8,377ha（育成単層林7,001ha、育成複層林1,376ha）、天然生林が11,194haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではブナ、ナラ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林4,989ha、針広混交林7,353ha、広葉樹林7,842haとなっている。

本計画区には、祖母傾国定公園、九州中央山地国定公園の指定のほか、県立自然公園、県指定史跡名勝天然記念物の指定地もあり、自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。

また、本計画区は、水源かん養保安林が全体の96%に達し、下流地域の水がめ、洪水緩和機能として重要な役割を担っているほか、渓谷、優れた森林景観など豊富な観光資源に恵まれていることから、登山など森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人に利用されている。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進する。さらに、持続可能な森林経営、地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 祖母傾大崩山地区（2001、2002、2007～2080、2100～2123、2125～2133林班）

傾山(1,605m)から祖母山(1,756m)へ東西に連なる稜線の南斜面とだき山(1,420m)から傾山へ南北に連なる稜線の西斜面で、五ヶ瀬川流域の北部に位置する本地区は、花崗岩、流紋岩及び砂岩が分布する急峻な斜面からなっており、稜線部分を主体に大半が祖母傾国定公園である。

祖母山周辺から傾山を経て鹿川越に至る稜線部周辺は、森林生態系保護地域を設定し、また、鬼の目山(1,491m)周辺は林木遺伝資源保存林を設定している。

稜線部分の天然林を主体として設定されている保護林等の区域は、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、本地区は、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### イ 五ヶ瀬地区（2081～2083、2085～2091林班）

二上山(1,082m)の北西及び南東斜面、諸塚山(1,342m)の北及び東斜面、大仁田山(1,316m)の西側尾根沿い、揺岳(1,335m)の北斜面及び小川岳(1,542m)から白岩山(1,647m)にかけて

の東斜面は流域の西部に位置し、急峻な斜面からなっている。

当地区の大部分は、五ヶ瀬川の源流域であり、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、二上山には植物群落保護林、向坂山にはヒューマングリーンプランによる向坂山野外スポーツ林、奈良津郷土の森を設定している。一方、小川岳から木浦山にかけての稜線は、森林生物遺伝資源保存林を設定し、2090林班と2091林班の一部は、九州中央山地国定公園に含まれている。こうした自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮が期待されている区域については、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### ウ 祝子川地区（1101～1118、1147～1150林班）

五葉岳(1,570m)、大崩山(1,644m)を連ねた稜線以東の祝子川上流域一帯に位置し、標高500～1,600mの地区で、ほとんどが水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、西側は、モミ、ツガ、ブナ等の混生した温帯性樹種の分布が見られる貴重な天然林であり、その保全と風致の維持のため森林生態系保護地域を設定すると共に、祖母傾国定公園にも指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### エ 桧山・二股地区（1119～1121、1124～1146、1151～1153林班）

祝子川右岸支流の桧山地区及び五ヶ瀬川支流である細見川上流の二股地区を合わせた一帯に位置し、全般的に急峻な地形である。

細見川左岸は下流域の水源林としての期待が大きく、鬼の目山山頂周辺及びその西隣の渡瀬国有林一帯はその大半が地形の急峻な天然林の奥山地帯であり、両地区ともに山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、行藤山は、シイ、カシ、タブ等の天然林で、国定公園第1種特別地域であり、レクリエーションの森に指定しているほか、祖母傾国定公園第一種特別地域及び県指定史跡名勝天然記念物にも指定されており、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### オ 速日の峰地区（1122林班）

五ヶ瀬川支流の深谷川上流の稜線部に位置し、全般的に平坦な地形で、土壌条件も良く、スギ、ヒノキの生育良好な地区である。山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### カ 海岸地区（1123林班）

延岡市南東部の日向灘に面する海岸林の団地である。潮害防備保安林及び保健保安林に指定され、延岡市民の散策の箇所として利用されており、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」として管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、宮崎北部森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は20,272haで九州森林管理局管内国有林総面積の4%を占めている。

蓄積は4,247千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の3%を占めている。また、人工林面積は7,098haで人工林率は36%となっている。

森林の種類は、普通林が200haで1%を占めており、制限林が20,072haで99%となっている。なお、制限林のほぼ100%が保安林であり、その内水源かん養保安林が98%を占めている。

五ヶ瀬川森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

区分	人工林	天然林	その他	合計
面積	7,098	12,472	702	20,272
蓄積	1,917,377	2,323,226	6,157	4,246,760

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となるとともに、これに連動して造林面積も計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設及び改良については計画どおり実行できた。

主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	200,000 m <sup>3</sup>	390,396 m <sup>3</sup>
主伐	40,700 m <sup>3</sup>	55,141 m <sup>3</sup>
間伐	159,300 m <sup>3</sup>	335,255 m <sup>3</sup>
造林面積	143 ha	27 ha
人工造林	111 ha	26 ha
天然更新	32 ha	1 ha
林道等の開設又は拡張	開設：20 km 拡張：32 箇所	開設：22.7 km 拡張：38 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多 様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
IV 土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達

し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

#### イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

#### 山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	5,881	5,881	—

#### ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

#### 自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面 積	4,012	3,476

#### ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

#### 森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	
		うち、レクリエーションの森
面 積	310	211

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	10,069

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、五ヶ瀬川流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業者等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	2,723	1,053

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（関係市町村等と連携した鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として主・間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	計
本計画	68,800	291,200 (3,980)	360,000
前計画	40,700	159,300 (2,548)	200,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	275	-	275
前 計 画	111	32	143

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	578	80	41	-	-
前 計 画	124	22	56	-	-

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	13	28,300	69	17,900

(5) その他必要な事項  
特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、入込者は増加の一途をたどっている。特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生危険が増大する。このため地元住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視員を任命するなど森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫の被害は、浜山、新浜国有林でそのほとんどが被害を受け一部は広葉樹への樹種転換が見受けられるものの林分としては未成熟である。

また、同地域では、海岸林に対する地元の期待や関心が高く松林の清掃活動なども協力して実施しており、今後とも「九州森林管理局における国有林防除実施基準」等に基づき松くい虫の防除・駆除、抵抗性松の植栽等を実施することにより松林復活へ取り組むとともに、国有林の森林整備に対して理解を得る場としても積極的に活用することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	2,947
森林生物遺伝資源保存林	1	38
林木遺伝資源保存林	1	467
植物群落保護林	1	21
郷土の森	1	2
総 数	5	3,476

注：総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも計が一致しない。

② 緑の回廊

種 類	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンシカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需要動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区は、森林生態系保護地域を主体として、優れた森林景観、海岸林の保健保安林など観光資源に恵まれていることから、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。また、五ヶ瀬地区には、スキー場を主体とした野外スポーツ林があり、冬期には九州一円から多くのスキーヤーが訪れ多大な経済効果をもたらしている。このような地域からの国有林野の活動の要望については、自然環境等森林の公益的機能との調整を図りつつ積極的に対応していくこととする。

#### ① レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積(ha)
自然休養林	-	-
自然観察教育林	-	-
風景林	2	96
森林スポーツ林	-	-
野外スポーツ地域	1	115
風致探勝林	-	-
その他レクリエーションの森	1	2
総 数	4	212

注：総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも計が一致しない。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付又は売り払い等によることとする。

また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進していくこととする。

(3) その他必要な事項

地域における活用に当たっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、当該地域の土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、活用の推進を図ることとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民の自主的な参加による森林の整備を行うに当たっては、ボランティア団体等の協力を得ながら適切に行うこととする。

(2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

### (3) その他必要な事項

特になし。



(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(五ヶ瀬川森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	8
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	9
	(1) 保護林の名称及び区域	9
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	10
6	レクリエーションの森の名称及び区域	10
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	11
8	その他必要な事項	11
	(1) 施業指標林、試験地等	11
	(2) フィールドの提供	11
	(3) その他	12
	(4) 森林共同施業団地	12



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	776.96	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	3,516.74	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	860.56	同上	80～120
	アカマツ長伐期	267.25	同上	80
	ケヤキ長伐期	22.54	同上	150
	その他人工林	22.84	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,150.76	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	576.49	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	その他複層林	—	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	特に定めない
	天然林長伐期	1,047.75	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	1,524.15	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
しいたけ原木	52.55	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15	
施業群設定外	—			
合計	9,818.59			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	55
スギ長伐期	175
ヒノキ長伐期	35
アカマツ長伐期	16
その他人工林	1
保護樹帯	95
スギ・ヒノキ複層林	57
天然林長伐期	52
天然林広葉樹	217
しいたけ原木	17

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	2,717	35,274 (508)	37,991				
自然維持タイプ	—	4,140 (79)	4,140				
森林空間利用タイプ	—	1,716 (24)	1,716				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	18,729	48,216	66,945			
	スギ長伐期	—	144,383	144,383			
	ヒノキ長伐期	2,064	41,568	43,632			
	アカマツ長伐期	—	5,116	5,116			
	ケヤキ長伐期	—	—	—			
	保護樹帯	—	156	156			
	スギ・ヒノキ複層林	26,917	1,998	28,915			
	天然林長伐期	—	8,628	8,628			
	天然林広葉樹	—	—	—			
	しいたけ原木	—	—	—			
計	47,710	250,065 (3,369)	297,775				
合 計	50,427	291,195 (3,980)	341,622	18,378	360,000	—	360,000
年 平 均	10,085	58,239 (796)	68,324	3,676	72,000	—	72,000

( ) は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
延 岡 市	15,126	125,303	140,429				
高千穂町	8,474	41,170	49,644				
日之影町	26,206	99,858	126,064				
五ヶ瀬町	621	24,864	25,485				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	0.51	—	—	—	53.35	53.86
	複層林 造 成	22.49	—	—	—	198.31	220.80
	計	23.00	—	—	—	251.66	274.66
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		23.00	—	—	—	251.66	274.66

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下刈	18.24	—	—	—	559.65	577.89
	つる切	2.07	—	—	—	78.28	80.35
	除伐	—	—	5.82	—	35.48	41.30
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	20.31	—	5.82	—	673.41	699.54

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
基 幹	開 設	土呂久林道	2068、2069	3,500	
		親父山林道	2077	1,000	
		祖母山林道	2080	1,000	
		親父山2076林道	2076、2077	2,200	
その他	開 設	二股林道	1134	1,000	
		桧山林道152支線	1153	1,000	
		二股1137林道	1137、1138	2,600	
		二股1131林道	1131～1133	3,500	
		東谷1125林道	1124、1125	1,900	
		猪ノ内2012林道	2010～2012	2,500	
		土呂久2073林道	2073	3,600	
		祖母山2080林道	2080～2132	2,000	
		千軒平2035林道	2036、2037	2,500	
その他	改 良	二股林道	1132	1,000	舗装
		桧山林道	1145、1146	1,000	舗装外
		桧山林道（二股側）	1129	200	舗装
		だき山林道	2014	200	舗装
		鬼ノ目山林道	2001、2020	500	舗装外
		鬼ノ目山林道18支線	2018～2020	300	舗装外
		比叡山林道	2024～2029	1,000	舗装外
		比叡山林道24支線	2025	500	舗装外
		祝子川林道	1113	800	舗装外
		祝子川林道150支線	1150	200	舗装外
		二股1137林道	1136、1137	300	一般改良

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
その他	改 良	二股1131林道	1133	100	一般改良
		桧山林道152支線	1145、1152、1153	400	舗装
		東谷1125林道	1125	100	舗装外
		猪ノ内2012林道	2011	100	舗装外
		土呂久林道	2070～2072	900	舗装外
		土呂久林道	2068	600	舗装外
		親父山林道	2076	300	舗装外
		祖母山林道	2079	300	舗装外
		土呂久2073林道	2072	200	舗装外
		親父山2076林道	2076	100	一般改良
		祖母山2080林道	2080	100	一般改良
		日隠林道40支線	2040、2041	500	舗装外
		日隠林道	2043～2045、2106、 2107	1,000	橋梁補強外
		千軒平林道	2102	500	舗装外
		奥村林道本谷山支線	2058～2060	500	舗装外
		比叡山林道	2030	500	舗装外
		奥村林道	2117～2119、2121	2,000	舗装外
		奥村林道	2062	500	舗装外
		奥村林道前奥支線	2114	200	舗装外
		比叡山林道31支線	2032	200	舗装外
夏木林道	2051、2052	600	舗装外		
千軒平2035林道	2037	200	舗装外		
小原井越林道	2085	500	舗装外		

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	改良	木浦林道	2091	200	舗装外
		白岩林道	2090、2091	500	舗装外
		白岩林道波帰支線	2089、2090	800	舗装外
計	開設			28,300	13路線
	改良			17,900	69箇所

#### 4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量 (箇所数又は面積)
1113、1122、1125、1126、1136、 1142～1144、1146、2020、2029、2032、 2040～2046、2052～2054、2059、2061、 2064、2066、2102、2071～2073、2076、 2086、2090	保全施設	溪間工	46箇所
1127、1133、1136、1144、1145、2009、 2010、2020、2024、2025、2027、2029、 2031、2032、2037、2038、2041～2043、 2046、2047、2052、2053、2056、 2058～2060、2064、2066、2070～2074、 2077、2079、2085、2086、2090、2091、 2117	保全施設	山腹工	144箇所
1122、1128～1130、1132、1133、 1135～1137、1143、1153、2008～2010、 2012、2018～2021、2026、2027、2033、 2037、2038、2040～2046、2051～2053、 2059、2060、2062、2063、2068、2072、 2078、2079、2081～2083、2087、2090、 2091、2101、2102、2106、2107、2110、 2112、2125	保安林整備	本数調整伐	504ha
計	保安林整備		504ha
	保全施設		190箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	祖母山・傾山・大崩山周辺	既設	保存地区 822.40  保全利用地区 2,124.50	別冊「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域計画書」のとおり	別冊「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域計画書」のとおり
森林生物遺伝資源保存林	九州中央山地	既設	38.14	2089れ1、そ2090つ、2091へ	太平洋型ブナ林がある程度のまとまりをもって分布し、一部に湿性立地に発達するブナ林が見られ、希少な野生動植物が生息・生育している。また、堆積岩及び石灰岩が主体をなし、特に石灰岩地においては他の地域に見られない特異な植物が生息している。
林木遺伝資源保存林	鬼の目山	既設	467.22	2015い、2016い〜と、2017い、ろ、2018い〜よ、れ1、そ、2019へ〜り、ぬ1、る、わ	老齡天然スギ、アカマツ、ヒメコマツ、ブナ、ツチビノキ、アカシデ、アケボノツツジ等の保存のため。
植物群落保護林	二上	既設	21.08	2081る	ケヤキ優良天然木の保存のため。
郷土の森	奈良津	既設	2.33	2085と	地域に残された希少な天然林モミ、ツガ、ブナ、等の森保存のため。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	既設 新設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設の 概要	施設 整備	備考
野外スポーツ地域	向坂山	既設	114.74	2089か～よ、 つ、ね 2090い～い4	ブナを主体とした天然林と冬季の積雪多さから冬期にはスキー、それ以外の季節には登山、ハイキング等の利用に好適なため。	育成単層林へ導くための施業	スキー場	無	
				2089わ1		育成複層林へ導くための施業			
				2089わ2、た、 れ、れ3、 な 2090ろ、は1、 ほ5、か、 れ、そ、 ね～ら		天然生林へ導くための施業			
				2089イ		林地以外の土地			
風景林	水無平	既設	10.48	2051い	アカマツ、モミ、ツガ、コナラ等を中心とした天然林と日之影川の清流による自然美があり、自然探勝の場として好適なため。	天然生林へ導くための施業	簡易宿泊所 花木・育苗園 キャンプ場 遊歩道 駐車場 運動広場	無	
				2051イ、 2116イ、ロ		林地以外の土地			
				1121よ		育成単層林へ導くための施業			
行藤	既設	85.31	1121よ	国有林内に雄大な断崖絶壁、国有林隣接地に行藤の滝があり、隣接する県民の森を含めた登山、ハイキング等の利用の場として好適なため。大半が祖母傾国定公園第一種特別地域。保健保安林。	育成単層林へ導くための施業	遊歩道 車道	無		
					1121ぬ				育成複層林へ導くための施業
					1121り、る、 か、 た～そ				天然生林へ導くための施業
					1121イ～ト				林地以外の土地
その他		既設	1.70	1149ト、へ	レクリエーションの森施設敷	林地以外の土地		無	

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期限	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
試 験 地	水無平収穫試験地	S37	0.62	2109へ	スギ
次代検定林	九熊本第20号	S47	1.50	1144に	スギ
	九熊本第59号	S52	1.20	2109ほ	スギ
	九熊本第109号	H2	1.00	1133と1	スギ
	九熊本第132号	H8	0.72	1122い1	スギ
施業指標林	天然林施業指標林	S62	2.84	2052た1	ツガ
	複層林施業指標林	H14	0.93	2081わ1	ケヤキ
溪 畔 保 全 プロジェクト林	西の内川	H25	9.41	2024い1、な 2025い2、い3、れ	
溪 畔 保 全 プロジェクト林	土呂久川	H25	7.29	2074ぬ 2075ぬ1、ふ	

(2) フィールドの提供

対 象 地 ( 林 小 班 )	設 定 の 目 的	備 考
1123へ、へ1、と、ろ14	ふれあいの森	平成24年7月17日協定 長浜町ふれあいの森の会
1121い～そ、イ、ロ	遊々の森	平成18年4月20日協定 宮崎県むかばき青少年自然の家

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
1121い～ち、わ、わ1、1123い～か、2089り1	82.10	育成複層林へ導くための施業
1122わ、1113れ	16.31	天然生林へ導くための施業
1123イ～ハ	1.29	林地以外の土地

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
延岡市祝子川地域 森林整備推進協定	民	延岡市祝子川地 域森林整備推進 協定書による。	1,053	間伐の方法 間伐材の販売 路網の整備	
	国		2,723		